

国土交通告示第七十六号

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第二十一号）の施行に伴い、及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の二の三第二項第一号の規定に基づき、申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百六十四号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

申請者が工場等において行う試験又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を目視その他適切な方法により確認する必要がある場合及びその費用を定める件

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）（第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に当たって行う目視その他適切な方法による確認（以下「目視等確認」という。）の区分に応じて、それぞれ同表(3)欄に掲げる場合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。

(イ)	重点確認対象者（第三に規定する重点確認対象者をいう。以下この表において「 <u>重点確認対象者</u> （第三に規定する重点確認対象者をいう。以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）以外の者の申請に係る工場等における製品の品質検査の目視等確認	指定建築材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）について認定（法第六十八條の二第十五第一項の規定による構造方法等の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。）	四十七万円（目視による確認を行わない場合にあつては、三十三万円）
(-)	重点確認対象者（第三に規定する重点確認対象者をいう。以下この表において「 <u>重点確認対象者</u> （第三に規定する重点確認対象者をいう。以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）以外の者の申請に係る工場等における製品の品質検査の目視等確認	指定建築材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）について認定（法第六十八條の二第十五第一項の規定による構造方法等の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。）	四十七万円（目視による確認を行わない場合にあつては、三十三万円）
(イ)	重点確認対象者（第三に規定する重点確認対象者をいう。以下この表において「 <u>重点確認対象者</u> （第三に規定する重点確認対象者をいう。以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）以外の者の申請に係る工場等における製品の品質検査の目視等確認	指定建築材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）について認定（法第六十八條の二第十五第一項の規定による構造方法等の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。）	四十七万円
(-)	重点確認対象者（第三に規定する重点確認対象者をいう。以下この表において「 <u>重点確認対象者</u> （第三に規定する重点確認対象者をいう。以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）以外の者の申請に係る工場等における製品の品質検査の目視等確認	指定建築材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）について認定（法第六十八條の二第十五第一項の規定による構造方法等の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。）	四十七万円

改正前

申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）（第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に当たって行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(3)欄に掲げる場合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。

(イ)	重点確認対象者（第三に規定する重点確認対象者をいう。以下この表において「 <u>重点確認対象者</u> （第三に規定する重点確認対象者をいう。以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）以外の者の申請に係る工場等における製品の品質検査の目視等確認	指定建築材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）について認定（法第六十八條の二第十五第一項の規定による構造方法等の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。）	四十七万円
(-)	重点確認対象者（第三に規定する重点確認対象者をいう。以下この表において「 <u>重点確認対象者</u> （第三に規定する重点確認対象者をいう。以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）以外の者の申請に係る工場等における製品の品質検査の目視等確認	指定建築材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。）（第三十七條に規定する指定建築材料をいう。以下同じ。）について認定（法第六十八條の二第十五第一項の規定による構造方法等の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。）	四十七万円

<p>(二) 重点確認対象者 以外の者の申請 に係る工場等に おける製造、検 査（製品の品質</p>	
<p>指定建築材料について認定を 受けようとする場合（次に該 当する場合を除く。） 一・二（略）</p>	<p>限る。以下この号において 同じ。）と同等の品質を有 し、かつ、既に認定を受け た指定建築材料の品質保持 に必要な技術的生産条件の 軽微な変更であつて、国土 交通大臣が安全上、防火上 及び衛生上支障がないと認 める場合 イ 当該認定のための審査 に当たつて、工場等にお ける製品の品質検査の目 視等確認又は次号の規定 による試験が行われたも のであること。 ロ 当該認定のための審査 に当たつて、工場等にお ける製造、検査（製品の 品質検査を除く。）及び 品質管理の目視等確認又 は(二)項の(3)欄第二号の規 定による審査が行われた ものであること。</p>
<p>製造の主要な 工程を行う工 場等一件につ き、四十七万 円（目視によ</p>	
<p>(二) 重点確認対象者 以外の者の申請 に係る工場等に おける製造、検 査（製品の品質</p>	
<p>指定建築材料について認定を 受けようとする場合（次に該 当する場合を除く。） 一・二（略）</p>	<p>限る。以下この号において 同じ。）と同等の品質を有 し、かつ、既に認定を受け た指定建築材料の品質保持 に必要な技術的生産条件の 軽微な変更であつて、国土 交通大臣が安全上、防火上 及び衛生上支障がないと認 める場合 イ 当該認定のための審査 に当たつて、工場等にお ける製品の品質検査の実 地確認又は次号の規定に よる試験が行われたも のであること。 ロ 当該認定のための審査 に当たつて、工場等にお ける製造、検査（製品の 品質検査を除く。）及び 品質管理の実地確認又は (二)項の(3)欄第二号の規定 による審査が行われたも のであること。</p>
<p>四十七万円（ 製造の主要な 工程が二以上 の工場等にお いて行われる</p>	

(四)	(三)	
重点確認対象者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）	重点確認対象者の申請に係る工場等における製品の品質検査の目視等確認	検査を除く。）及び品質管理の目視等確認
指定建築材料について認定を受けようとする場合（既に認定を受けた指定建築材料（重点確認対象者となった後に（一）項の（3）欄第一号口の規定による）	指定建築材料について認定を受けようとする場合（認定を受けようとする指定建築材料が、既に認定を受けた指定建築材料（重点確認対象者となった後に（一）項の（3）欄第一号口及び口の規定による目視等確認が行われたものに限る。以下この項において同じ。）と同等の品質を有し、かつ、既に認定を受けた指定建築材料の品質保持に必要な技術的生産条件の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合を除く。）	確認を行わない場合には、当該工場等一件につき、三十三万円）
製造の主要な工程を行う工場等一件につき、六十三万円（目視による）	八十四万円（目視による確認を行わない場合には、六十二万円）	

(四)	(三)	
重点確認対象者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）	重点確認対象者の申請に係る工場等における製品の品質検査の目視等確認	検査を除く。）及び品質管理の目視等確認
指定建築材料について認定を受けようとする場合（既に認定を受けた指定建築材料（重点確認対象者となった後に（一）項の（3）欄第一号口の規定による）	指定建築材料について認定を受けようとする場合（認定を受けようとする指定建築材料が、既に認定を受けた指定建築材料（重点確認対象者となった後に（一）項の（3）欄第一号口及び口の規定による目視等確認が行われたものに限る。以下この項において同じ。）と同等の品質を有し、かつ、既に認定を受けた指定建築材料の品質保持に必要な技術的生産条件の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合を除く。）	確認を行わない場合には、当該工場等一件につき、三十三万円）
製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる	八十四万円	場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）

く。及び品質管理の目視等確認	る目視等確認が行われたものに 限る。の品質保持に必要な 技術的生産条件の軽微な変 更であつて、国土交通大臣が 安全上、防火上及び衛生上支 障がないと認める場合を除く 。	る確認を行わ ない場合に あつては、当 該工場等一 件につき、 四十六万 円
----------------	--	--

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する費用は、当該各号に定める額とする。

- 一 一の申請において、前項の表(一)項及び(二)項の(イ)欄に掲げる目視等確認を行う場合 同表(一)項及び(二)項の(イ)欄に掲げる費用を合計した額から十万円を減じた額
- 二 一の申請において、前項の表(三)項及び(四)項の(イ)欄に掲げる目視等確認を行う場合 同表(三)項及び(四)項の(イ)欄に掲げる費用を合計した額から六万円を減じた額

第二 第一の規定にかかわらず、外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の目視等確認を行う場合の規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する費用は、次の各号に掲げる審査の区分に応じて、当該各号に定める額(目視による確認を行う場合にあつては、旅費の額に相当する額)(第三項に規定する旅費の額に相当する額をいう。以下この項及び次項において同じ。)を加算した額とする。

- 一 第一第一項の表(一)項の(イ)欄に掲げる目視等確認 三十八万円
- 二 第一第一項の表(二)項の(イ)欄に掲げる目視等確認 製造の主要な工程を行う工場等一件につき、三十八万円

く。及び品質管理の現地確認	る現地確認が行われたものに 限る。の品質保持に必要な 技術的生産条件の軽微な変 更であつて、国土交通大臣が安 全上、防火上及び衛生上支障 がないと認める場合を除く。 )	場合に あつては、 六十三万 円に当該工 場の件数か ら一を減 じた数を 乗じた額 を加算した 額
---------------	--	--

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する費用は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 一の申請において、前項の表(一)項及び(二)項の(イ)欄に掲げる現地確認を行う場合 八十四万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあつては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額)
- 二 一の申請において、前項の表(三)項及び(四)項の(イ)欄に掲げる現地確認を行う場合 百四十一万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあつては、六十三万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額)

第二 第一の規定にかかわらず、外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の現地確認を行う場合の規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する費用は、次の各号に掲げる審査の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額(旅費の額に相当する額)(第三項に規定する旅費の額に相当する額をいう。以下同じ。)を加算した額とする。

- 一 第一第一項の表(一)項の(イ)欄に掲げる現地確認 三十八万円
- 二 第一第一項の表(二)項の(イ)欄に掲げる現地確認 三十八万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあつては、三十八万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算

- 三 第一第一項の表(三)項の(イ)欄に掲げる目視等確認 七十二万円
- 四 第一第一項の表(四)項の(イ)欄に掲げる目視等確認 製造の主要な工程を行う工場等一件につき、五十六万円

2 前項の規定にかかわらず、外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の目視等確認を行う場合であつて、次の各号に掲げる場合の規則第十一條の二の三第二項第一号に規定する費用は、当該各号に定める額(目視による確認を行う場合にあつては、旅費の額に相当する額を加算した額)とする。

- 一 一の申請において、第一第一項の表(一)項及び(二)項の(イ)欄に掲げる目視等確認を行う場合 前項第一号及び第二号に定める額を合計した額から四万円を減じた額

- 二 一の申請において、第一第一項の表(三)項及び(四)項の(イ)欄に掲げる目視等確認を行う場合 前項第三号及び第四号に定める額を合計した額から三万円を減じた額

3 旅費の額に相当する額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の目視による確認を国土交通大臣が行う場合 職員二人が当該確認を行うため、当該確認に係る工場等の所在地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、規則第十條の五の十八から規則第十條の五の二十までの規定を準用する。
- 二 外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の目視による確認を指定性能評価機関が行う場合 指定性能評価機関の主たる事

した額)

- 三 第一第一項の表(三)項の(イ)欄に掲げる実地確認 七十二万円
- 四 第一第一項の表(四)項の(イ)欄に掲げる実地確認 五十六万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあつては、五十六万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額)

2 前項の規定にかかわらず、外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の実地確認を行う場合であつて、次の各号に掲げる場合の規則第十一條の二の三第二項第一号に規定する費用は、それぞれ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

- 一 一の申請において、第一第一項の表(一)項及び(二)項の(イ)欄に掲げる実地確認を行う場合 七十二万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあつては、三十八万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額)
- 二 一の申請において、第一第一項の表(三)項及び(四)項の(イ)欄に掲げる実地確認を行う場合 百二十五万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあつては、五十六万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額)

3 旅費の額に相当する額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の実地確認を国土交通大臣が行う場合 職員二人が当該確認を行うため、当該確認に係る工場等の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、規則第十條の五の十八から規則第十條の五の二十までの規定を準用する。
- 二 外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の実地確認を指定性能評価機関が行う場合 指定性能評価機関の主たる事務所の

務所の所在地より当該確認に係る工場等の所在地に出張するとした場合に前号の規定に準じて算出した旅費の額に相当する額

所在地より当該確認に係る工場等の所在地に出張するとした場合に前号の規定に準じて算出した旅費の額に相当する額

## 附 則

この告示は、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。